

青森県報

第四千百五十二号

平成二十八年
五月二十七日
(金曜日)

目次

告 示

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条第二項及び第四項の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額の一部改正… (人事課) … 一

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第一項の知事が定める金額の一部改正する条例第十条の二第一項の知事が定める金額の一部改正… (同) … 二

介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出… (高齢福祉課) … 二

介護保険法による居宅介護支援事業者の指定… (同) … 二

介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出… (同) … 三

道路の区域の変更… (道路課) … 三

道路の供用の開始… (同) … 四

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告… (県民生生活課) … 四

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告… (同) … 四

地籍調査の成果の認証… (農村整備課) … 五

特定漁港漁場整備事業計画変更の公表… (漁港整備課) … 五

建設業者の許可の取消し… (監理課) … 五

右 同… (県地理地域局) … 五

右 同… (上北地域局) … 六

公安委員会

銃砲刀剣類所持等取締法の規定による指定医師の指定の解除… (保安課) … 六

告 示

青森県告示第三百七十三号

平成四年四月二十七日青森県告示第三百八号(青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条第二項及び第四項の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額)の一部を次のように改正する。

平成二十八年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

表を次のように改める。

年 齢 階 層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	四、六八八円	一三、二〇七円
二十歳以上二十五歳未満	五、一七三円	一三、二〇七円
二十五歳以上三十歳未満	五、七二二円	一三、五八九円
三十歳以上三十五歳未満	六、一三九円	一六、三二二円
三十五歳以上四十歳未満	六、五七一円	一八、八〇三円
四十歳以上四十五歳未満	六、七五〇円	二一、三五五円

四十五歳以上五十歳未満	六、八六五円	二三、九二四円
五十歳以上五十五歳未満	六、七三八円	二五、二一四円
五十五歳以上六十歳未満	六、〇五七円	二四、七四七円
六十歳以上六十五歳未満	四、九一六円	一九、九三五円
六十五歳以上七十歳未満	三、九三〇円	一五、五七九円
七十歳以上	三、九三〇円	一三、二〇七円

附 則

- この告示は、告示の日から施行する。
- 改正後の表の規定は、この告示の施行の日の属する月の翌月以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償について適用し、同月前の期間に係る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。

青森県告示第三百七十四号

平成八年五月十五日青森県告示第三百四十五号（青森県議会議員その他非常勤の職員公務災害補償等に関する条例第十条の二第一項の知事が定める金額）の一部を次のように改正する。

平成二十八年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

表常時介護を要する状態の項中「十万四千五百七十円」を「十万四千九百五十円」に、「五万六千七百九十円」を「五万七千三十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「五万二千二百九十円」を「五万二千四百八十円」に、「二万八千四百円」を「二万八千五百二十円」に改める。

附 則

- この告示は、告示の日から施行する。
- 改正後の表の規定は、平成二十八年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

青森県告示第三百七十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成二十八年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者 氏 名 名称又は 名称	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サービス の種類		居宅サービス事業を 行う事業所 名 称	所 在 地	廃止の 届出 年月日	廃止 年月日
		居宅サービス	居宅サービス				
社会福祉 法人弘前 豊徳会	弘前市大字大川 一〇 字中桜川一八の	通所 ショート リハビリ	居宅サービス	サンタ クス ハ ン ク ン テ ー シ ョ ン	弘前市大字大 川一 字中 桜川	平成 二六・四・二四	平成 二六・四・三〇
株式会社 テム	三戸郡田子町大 字田子字下田子 四六	福祉用 具貸与	居宅サービス	株式会 社 テム	三戸郡田子町 大字田子字下 田子四六	二六・四・八	二六・五・八
株式会社 テム	三戸郡田子町大 字田子字下田子 四六	特定福 祉用具 販売	居宅サービス	株式会 社 テム	三戸郡田子町 大字田子字下 田子四六	"	"

青森県告示第三百七十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十八年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	指 定 日
株式会社リアルシング	弘前市大字中野五丁目八の一三	ろつかつプランセンター	弘前市大字中野五丁目八の一三	平成 二六・六・一

青森県告示第三百七十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第百十五条の十第二号の規定により公示する。

平成二十八年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	所在地	廃止の届出年月日	廃止年月日

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間
1	国道	三九四号	上北郡七戸町字附田向川目一一九の一から上北郡七戸町字附田向一三二の二まで

変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
前	一三・五〇メートルから二〇・四〇メートルまで	一一一・六〇メートル	
後	一三・五〇メートルから二〇・四〇メートルまで	一一一・六〇メートル	
後	一七・〇〇メートルから三三・〇〇メートルまで	一一三・七〇メートル	

社会福祉法人弘前豊徳会	弘前市大字大八の川一〇	介護予防サービスセンター	弘前市大字大八の川一	平成 二六・四・二四	平成 二六・四・三〇
-------------	-------------	--------------	------------	---------------	---------------

株式会社テム	三戸郡田子町大字田子下田子四六	介護予防用具貸付	三戸郡田子町大字田子下田子四六	二六・四・八	二六・五・八
--------	-----------------	----------	-----------------	--------	--------

株式会社テム	三戸郡田子町大字田子下田子四六	特定介護予防用具販売	三戸郡田子町大字田子下田子四六	"	"
--------	-----------------	------------	-----------------	---	---

株式会社ツルガヤ不動産	弘前市大字城東中央一丁目四の二	介護予防施設	弘前市大字熊鷹字豊田二六の四	二六・四・九	二六・五・二〇
-------------	-----------------	--------	----------------	--------	---------

青森県告示第三百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十八年六月二十六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十八年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

2	県道	八戸百石線	八戸市長苗代四丁目二五の四から 八戸市長苗代四丁目二五の三まで
後	前	一三三・五〇メートル	一三三・五〇メートル
		二・七四メートル	二・七四メートル

青森県告示第三百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十八年六月二十六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十八年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道三九四号	上北郡七戸町字附田向川目一一九の一から 上北郡七戸町字附田向一三二の二まで	平成二六・五・二六
県道八戸百石線	八戸市長苗代四丁目二五の四から 八戸市長苗代四丁目二五の三まで	二六・五・二七

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十八年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日
平成二十八年五月十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人青森県ケアマネ連合会
代表者の氏名
佐々木 恵美子
- 三 主たる事務所の所在地
弘前市大字撫牛子三丁目二〇の一〇
- 四 定款に記載された目的
この法人は、青森県内に住む高齢者に対し、介護保険法に基づく居宅介護支援事業を行うとともに、単独居宅介護支援事業所の運営を行うことによつて、要介護者等の生活全般の支援や介護支援専門員の資質向上を図り、もつて、地域社会の福祉増進に寄与することを目的とする。
- 五 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。
平成二十八年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日
平成二十八年五月十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人あいゆう
- 三 代表者の氏名

大谷 圭子

四 主たる事務所の所在地

北津軽郡板柳町大字館野越字早稲田五四の二

五 定款に記載された目的

この法人は、在宅で生活する障がい者の方々に対して、就労する上での支援、並びに生活を楽しみ、生きがいを見出すことにつながる活動を行い、障がい者があらゆる分野において自由な社会参加ができ、そしてライフステージの全ての段階において人権が尊重され、活動ができる社会を目指すことにより、福祉の向上に寄与することを目的とする。

地籍調査の成果の認証

むつ市が行った次の地域に係る地籍調査の成果について、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第一項の規定により認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十八年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

市町村名	大字名	小字名
むつ市	小川町一丁目の一部	

特定漁港漁場整備事業計画変更の公表

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第十七条第十項の規定により、白糠地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を変更したので、同項の規定により公表する。

なお、当該変更後の特定漁港漁場整備事業計画は、青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課及び下北地域農林局地域農林水産部下北地方漁港漁場整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社大同建設

二 代表者の氏名 田中 宗藏

三 主たる営業所の所在地 上北郡六戸町大字犬落瀬字下久保一七四の一〇二八

四 許可番号 青森県知事許可（般 二七）第一五一〇八号

五 取消年月日 平成二十八年五月十三日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工

事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

前記建設業者が不正の手段により建設業法第三条第一項の許可を受けたことが確認された。このことが、同法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社明燎

二 代表者の氏名 石橋 和夫

三 主たる営業所の所在地 八戸市小中野三丁目一三の九

四 許可番号 青森県知事許可（般 二四）第三〇〇五三七号

五 取消年月日 平成二十八年五月九日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十八年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
平成二十八年五月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社三洋工業

二 代表者の氏名 疋崎 カツ工

三 主たる営業所の所在地 上北郡七戸町字松ヶ沢二〇六の四

四 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第五〇〇〇七七号

五 取消年月日 平成二十八年五月十日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十七年十二月三十一日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第六十三号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号、以下「法」という。）第四条

の三第二項及び第十二条の三の規定による医師の指定に関する規則（平成二十一年五月青森県公安委員会規則第九号）第一条の規定に基づき指定した医師を解除したので、同規則第二条の規定により告示する。

平成二十八年五月二十七日

青森県公安委員会委員長 高 畑 紀 子

一 指定を解除した医師の氏名、その者が勤務する病院等の名称及び所在地並びに診断の対象者

医師の氏名	病院等の名称	病院等の所在地	診 断 の 対 象 者
岩佐 博人	青森県立精神保健福祉センター	青森市大字三内字沢部三五三番地九二	銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第百三十三号）第八条第三号に規定する病気に かかっている者

二 指定解除年月日

平成二十八年五月十日

（発行所・発行人） 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	（印刷所・販売人） 青森市第一問屋町一丁目番七七号 東奥印刷株式会社
毎週月・水・金曜日発行	定価小口一枚二付十五円四十四銭